

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 進 藤 晃

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
農林水産部 農林水産課	11月30日	12月19日～ 2月15日	1月16日
農林水産部 農政課	11月30日	12月23日～ 2月15日	1月16日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

農林水産部農林水産課

指摘事項

【支出事務】

○支払事務を長期間処理していなかったもの

農村環境改善センター維持管理事業において、購入した消耗品（松山農村環境改善センターの清掃用品、雪囲い資材等）の請求書を契約検査課の検収後に納入先である松山総合支所で受領したが、請求書をコピーした後、原本を農林水産課へ送付することを失念し、債権者から未払いの連絡を受けるまで支払事務の未処理に気付かず、A社へは167日、B社へは49日支払いが遅延していた。

請求書の適正な管理を行い、期限内に支払えるよう事務を改善すること。

農林水産部農政課

注意事項

【収入事務】

○督促状を発していなかったもの

農政課管理の土地に係る市有財産賃貸借契約について、令和3年度分の貸付料が納期限までに納付されず、督促状を発しないまま納付が394日遅延し、延滞金18,801円（年14.6%）が発生していた。同様に事業用定期借地権設定覚書による貸付料についても、督促状を発しないまま納付が90日遅延したことにより1,100円（年14.6%）の遅延損害金が発生していた。

財務規則第123条第1項には「債務者が履行期限までに履行しない場合は、当該期限後20日以内に督促状を発しなければならない」と規定されているが、いずれも農政課では督促状を発していなかった。また、令和3年度分より先に令和4年度分が納付されていることから、督促状を発していれば、これほどの延滞金、遅延損害金にはならなかった。

今後は財務規則にのっとり適正に事務処理すること。

【補助金等の支出】

○請求書の請求年月日を空欄とするよう指示しているもの

園芸作物産地化推進支援事業費補助金に係る請求について、補助対象者宛てに期限まで請求書等を提出するよう依頼文書を送付しているが、添付されている請求書の記入例に「請求年月日は空欄をお願いします」と記載されていた。

請求書については、適正な形で提出するよう指示すること。

○交付金の交付申請額を超えた金額で交付決定されているもの

環境保全型農業直接支払交付金について、各団体から交付申請書が提出されているが、うち1団体からの交付申請書について、申請額（143,360円）を交付決定額（143,800円）が440円上回っていた。

環境保全型農業直接支払交付金交付要綱に基づき当該団体の交付対象経費を算定すると交付決定額と一致するが、団体から交付対象経費に満たない額で交付申請があったものである。

交付金の交付については、関係書類を確認した上で適正に事務処理すること。

○交付金の事前交付に係る決裁区分に誤りがあったもの

環境保全型農業直接支払交付金について、20団体に総額23,560,520円を概算払いしている。概算払いの金額は団体ごとに異なるが、1団体当たりの最高額は5,553,500円となっている。

事務決裁規程において、補助金の事前交付の決定については、1件500万円を超える金額のものについては、市長の決裁が必要と定められているため、当該概算払いについては市長の決裁が必要となるが、課長までの決裁により概算払いされていた。

事務決裁規程にのっとり適正に事務処理すること。